

第 3 部

計 画

第1章 基本目標等

◆◇◆ 第1 基本目標 ◆◇◆

障害のない人々を前提とした社会システムにおいては、障害のある人々は社会活動に大きなハンディキャップ（社会的不利）を負わざるを得ません。私たちはこれまでも、これらのハンディキャップを障害のある人のみの固有の問題としてとらえ、不屈の精神力と不断の努力で障害と闘い、「ハンディを乗り越えて」「ハンディを克服して」きた人々を称賛してきました。しかし、このように障害のある人々が人間らしく生きていくために大変な努力を必要とする社会が普通であると肯定してよいのでしょうか。

障害者に関する世界行動計画では、ハンディキャップを障害のある人と、彼らを取りまく環境との関わりとしてとらえ、市民が利用できる種々の社会システムにおいて、障害のある人が利用を妨げられるような文化的、物理的又は社会的障壁に遭遇した時に生じるものとしています。「完全参加と平等」という国際障害者年の目標を実現するためには、障害のある人のみを対象としたリハビリテーションなどの施策だけでは十分ではなく、このような社会的な環境条件を、障害のある人を含めた全ての人々が利用できるように変革すべきであると強調しています。

国連総会は2006年12月、障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした障害者権利条約を全会一致で採択しました。この条約では、障害のある人に市民的・政治的権利、教育、労働、雇用、社会保障の権利などを保障し、障害のある人が就職する際や教育を受ける際に事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務付けています。わが国は、この条約締結に向けた国内法の整備に取り組み、平成26年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなりました。

国際障害者年行動計画には、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは、弱くもろい社会である」と述べられています。これは、障害のある人を閉め出すような社会は、障害のない人にとっても住みにくい社会であることを意味しています。

富山市障害者計画は、身体や精神の障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するのが普通である社会、すなわち、「ノーマライゼーション社会」の実現をめざします。

◆◇◆ 第2 計画策定・推進の基本的視点 ◆◇◆

すべての人が暮らしやすい社会、ノーマライゼーション社会を実現するために、次の7項目を念頭において計画を策定し、推進します。

1 市民参加によるノーマライゼーション社会の実現

障害者施策の推進にあたっては、行政、とりわけ市民に最も身近な市が果たす役割は、今後ますます大きくなります。しかし、真のノーマライゼーション社会は、行政のみで実現できるものではなく、関係団体、民間事業者、そして特に市民が障害のある人および障害のある人の抱える課題を理解し、全員参加による取組みを行うことにより初めて実現が可能となります。障害および障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、市民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会をめざします。

2 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、日常の生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスの充実、就労・文化活動など暮らしを支え生活の質を高める日中活動の場の確保、住宅改造やグループホームの整備など生活の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神障害長期入院患者等で退所（院）を希望する人の地域生活への移行を支援します。

3 障害の特性に応じた支援

一口に障害のある人といっても、障害には多くの種類があります。障害の種類を大きく分ければ、身体障害、知的障害、精神障害および難病患者等になりますが、身体障害には、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由および内部障害があり、精神障害には発達障害が含まれ、これらを重複している障害のある人もいます。

障害のある人への支援にあたっては、上記のような区分を理解した上で、移動が困難な人、文字の記入が困難な人、話すことが困難な人、トイレに不自由されている人など、それぞれの生活機能を十分把握した上で取り組むことを基本とします。

障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な支援を推進するとともに、介護給付の対象となっていない生活機能の低下している人に対しても、その生活機能に応じた支援に努めます。

4 障害の重複化・重度化および障害のある人の高齢化への対応

(1) 障害の重複化・重度化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人など、障害の重複化・重度化傾向がみられます。これらの人たちが基本的な人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めます。

(2) 超高齢社会への対応

目標年度である平成32年には、本市は65歳以上人口比率が30.2%となる超高齢社会を迎えると推計しています。当然ながら、障害のある人全体に占める高齢者の割合は増大します。高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上をめざします。

5 ライフステージに沿った総合的な施策の推進

障害のある人に関する施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっています。したがって、その実施に際しては、関連機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

6 すべての人にやさしい街づくり

だれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できる街づくりを進めます。

7 連携の強化と役割の明確化

国、県、障害保健福祉圏域の市町村、サービス提供事業者、民間団体、市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に密接な連携を図りながら、一体となって障害者施策を推進します。

◆◇◆ 第3 計画の性格・範囲・計画期間 ◇◇◆

1 計画の性格

- (1) この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。
- (2) この計画は、保健・医療、福祉、教育など、障害のある人に直接対応する分野はもちろんのこと、障害者雇用における民間企業、バリアフリーをめざす人々の共通理解をめざすものです。
- (3) この計画は、同時並行して策定する「富山市障害福祉計画」はもちろんのこと、総合計画をはじめとした本市の関連計画や、国の「障害者基本計画」、富山県の「富山県障害者計画（第3次）」など他機関の関連計画との整合を図りつつ策定し、推進します。

2 計画の範囲

- (1) この計画の「障害のある人」は、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人に加え、生活する上で困難を抱えている発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等も対象とします。さらに、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要です。したがって、この計画は、全市民を対象とします。

- (2) この計画の対象地域は富山市ですが、「富山県障害者計画（第3次）」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成32年度の6年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や障害のある人のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、障害福祉サービス等にかかる事項については、障害者総合支援法に定められている障害福祉計画として、平成18年度を初年度に3年ごとに策定しており、第4期障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度を計画期間としています。

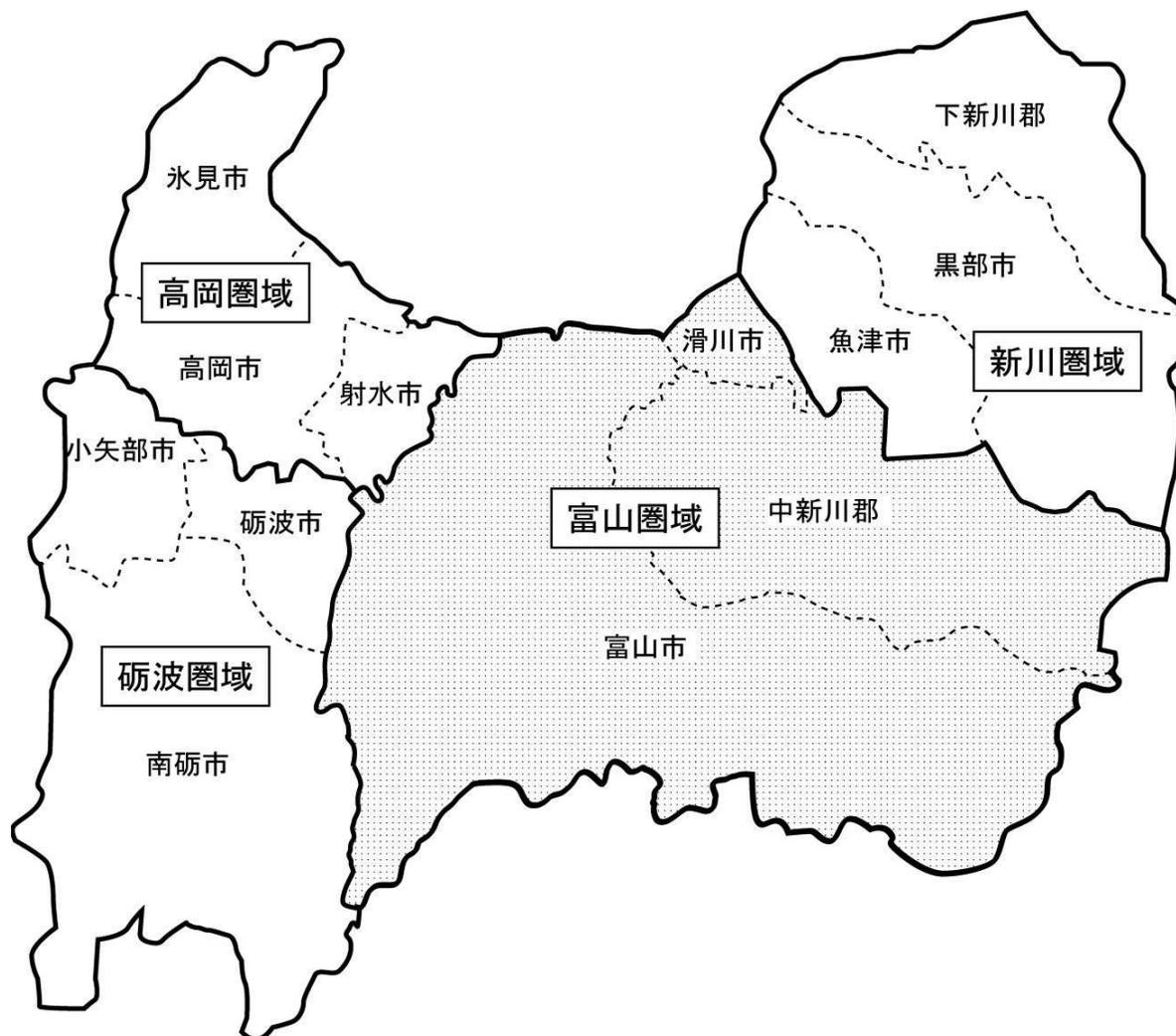
図3-1-1 計画の期間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	障害者計画（第2次）							第3次障害者計画						
第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			

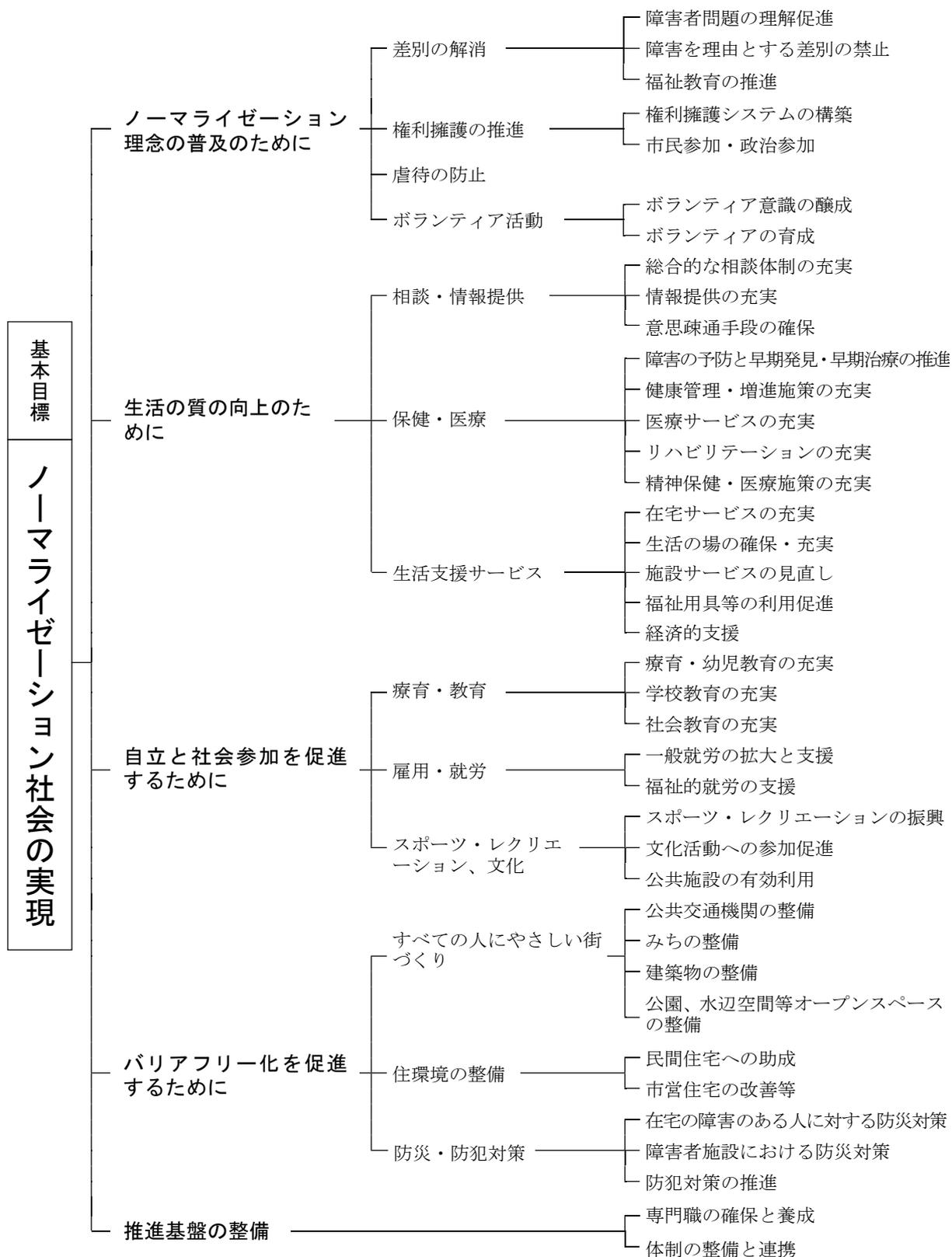
◆◆◆ 第4 障害保健福祉圏域 ◆◆◆

市町村障害者計画の策定に当たって、広域的な対応を必要とするものについては、障害保健福祉圏域で調整することとされています。本市は、滑川市および中新川郡とともに構成する富山障害保健福祉圏域に属しています。

図3-1-2 富山県の障害保健福祉圏域



◆◆◆ 第5 計画の体系 ◆◆◆



第2章 目標年度の障害のある人の数

1 目標年度の人口

平成26年度に策定予定の富山市高齢者総合福祉プランの人口推計により、目標年度である平成32年度の年齢区分別人口を次のとおりとします。平成26年4月住民基本台帳人口と比較すると、総人口が2.6%、0～17歳人口が10%、18～64歳人口が6.2%の減少、65歳以上人口が9.4%の増加と推計しています。その結果、高齢化率は30.2%に上昇します。

表3-2-1 目標年度の人口

人 口	総人口	0～17歳	18～64歳	65歳以上
人 数 (人)	409,012	59,749	225,817	123,446
構成比 (%)	100.0	14.6	55.2	30.2
増減率 (%)	△2.60	△9.99	△6.21	9.44

(注) 増減率は平成26年4月住民基本台帳人口比

2 目標年度の身体障害者手帳所持者数

目標年度の身体障害者手帳所持者数は、次の算式により求めました。表3-2-1において総人口は減少すると推計していますが、身体障害者手帳所持者は増加すると推計されます。その要因は、身体障害者手帳所持者の比率の高い65歳以上人口が増加するためです(図3-2-1)。表3-2-2は、目標年度の年齢区分別・障害の種類別・障害の程度別身体障害者手帳所持者数です。

$$\frac{\text{平成26年3月末(年齢区分別・障害の種類別・障害の程度別)身体障害者手帳所持者数}}{\text{年齢区分別平成26年4月住民基本台帳人口}} \times \text{目標年度の年齢区分別人口}$$

図3-2-1 平成26年と平成32年の年齢区分別身体障害者手帳所持者数

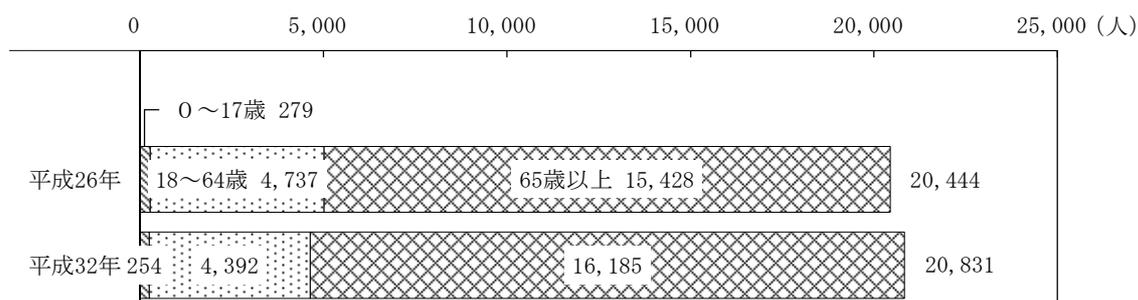


表3-2-2 目標年度の身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚 障 害	0～17	3	2	1	0	0	0	6
	18～64	98	69	20	20	37	11	255
	65～	270	217	80	58	112	76	813
	計	371	288	101	78	149	87	1,074
聴覚・平衡機能 障害	0～17	0	16	3	2	0	11	32
	18～64	50	114	31	30	4	61	290
	65～	72	193	166	263	4	624	1,322
	計	122	323	200	295	8	696	1,644
音声・言語・そ しゃく機能障害	0～17	0	0	1	1	0	0	2
	18～64	3	1	18	31	0	0	53
	65～	1	3	70	35	0	0	109
	計	4	4	89	67	0	0	164
肢 体 不 自 由	0～17	93	30	19	6	3	5	156
	18～64	608	526	370	650	182	113	2,449
	65～	1,278	1,544	2,072	3,098	617	294	8,903
	計	1,979	2,100	2,461	3,754	802	412	11,508
内 部 障 害	0～17	37	0	11	10	0	0	58
	18～64	617	16	496	216	0	0	1,345
	65～	1,739	114	2,156	1,029	0	0	5,038
	計	2,393	130	2,663	1,255	0	0	6,441
合 計	0～17	133	48	35	19	3	16	254
	18～64	1,376	726	935	947	223	185	4,392
	65～	3,360	2,071	4,544	4,483	733	994	16,185
	計	4,869	2,845	5,514	5,449	959	1,195	20,831

3 目標年度の療育手帳所持者数

目標年度の療育手帳所持者数は、過去6年間の増加率を加味して目標年度の人口1,000人当たりの療育手帳所持者の率を表3-2-3のとおりとし、これに目標年度の人口をかけて算出しました。目標年度の療育手帳所持者数は、平成26年3月末時点より少し増加すると推計されます。

$$\text{目標年度の人口1,000人当たり（年齢区分別・障害の程度別）の療育手帳所持者推計数} = \frac{\text{目標年度の年齢区分別人口}}{1,000} \times \text{率}$$

表3-2-3 目標年度の人口1,000人当たりの療育手帳所持者推計数 単位：人

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	3.2	3.4	0.8
B	8.4	5.0	1.5

表3-2-4 目標年度の療育手帳所持者数 単位：人

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合 計
A	191	768	99	1,058
B	502	1,129	185	1,816
計	693	1,897	284	2,874

4 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数

目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、過去6年間の増加率を加味して目標年度の人口1,000人当たりの精神障害者保健福祉手帳所持者の率を表3-2-5のとおりとし、これに目標年度の人口をかけて算出しました。目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年3月末時点より大幅に増加すると推計されます。

$$\text{目標年度の人口1,000人当たり（年齢区分別・障害の程度別）の精神障害者保健福祉手帳所持者推計数} = \frac{\text{目標年度の年齢区分別人口}}{1,000} \times \text{率}$$

表3-2-5 目標年度の人口1,000人当たりの精神障害者保健福祉手帳所持者推計数 単位：人

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上
1 級	0.03	0.62	1.48
2 級	0.26	7.07	4.50
3 級	0.03	2.33	0.43

表3-2-6 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合 計
1 級	2	140	182	324
2 級	16	1,597	556	2,169
3 級	2	526	53	581
計	20	2,263	791	3,074

5 発達障害のある人

平成24年に文部科学省が行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた小中学生が6.5%程度いました。これを平成26年4月の本市の6歳から14歳にあてはめると、約2,200人いることとなります。当然ながら、就学前児童や15歳以上にも発達障害のある人がいるので、その数は膨大になると考えられます。

6 高次脳機能障害のある人

高次脳機能障害のある人は、全国で30万人との厚生労働省の推計がありますが、正確な数は把握されていません。かりに全国に30万人いるとすれば、本市には約1,000人いることとなります。

7 難病患者等

平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により医療費の公費負担の対象となる疾患が従来の56疾患から今後拡大されるため、医療費の公費負担の対象となる指定難病患者数は増加する見込みですが、指定難病に該当しない難病患者も多く、その実数を把握することは困難です。

8 障害支援区分認定者

目標年度の障害支援区分認定者数は、新制度に完全移行した平成24年度から3年間の増加率を2乗した数値を平成26年3月の障害支援区分認定者数にかけて算出しました。

表3-2-7 目標年度の障害支援区分認定者数

単位：人

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
認 定 者 数	181	229	322	299	226	232	1,489

第3章 分野別基本計画

I ノーマライゼーション理念の普及のために

障害者基本法は、地域社会における共生等として「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」（第3条第1号）、差別の禁止として「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第3条第1項）とうたっています。障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人が社会参加をしようとするとき、最も大きな障壁となるのは「心の壁」なのです。

この障壁を取り除き、ノーマライゼーション理念を浸透させるため、さまざまな機会を利用して啓発・広報活動を行っていきます。また、学校教育、社会教育において、障害者問題への理解を深める福祉教育を推進します。

「心の壁」の除去が進むことにより、各分野の障害者施策の急速な進展が期待できます。

◆◇◆ 第1 差別の解消 ◆◇◆

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されます。この法律は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止していますが、ノーマライゼーション社会の実現をめざす本市においては、すべての市民の差別意識の解消を推進していきます。

障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、障

害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成するすべての人が、障害のある人および障害に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。市民の理解を深めるため、障害のある人とない人のふれあいを深めるための啓発・広報を推進します。

1 障害者問題の理解促進

障害および障害のある人に対する正しい理解・認識と行動を促すため、企業、労働組合、マスメディア、障害者団体など民間諸団体、障害のある人を含むすべての市民に対する啓発・広報活動を充実します。

(1) 広報事業

(「障害者週間」の周知)

市民の間に、広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」について、市の広報やマスメディアなどを通じてその趣旨の普及に努めます。

(広報媒体を通じた啓発)

「広報とやま」、市のホームページ、テレビ・ラジオなどあらゆる広報媒体を通じて啓発を行い、障害のある人についての理解の促進に努めます。

(2) 障害および障害のある人への理解の促進

(各種行事における啓発活動)

障害者週間等の各種行事を中心に、一般市民、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

(障害者団体による啓発・普及活動の支援)

障害者団体による障害や障害のある人に関する啓発・普及活動も重要であり、その活動を支援します。

(身体障害者補助犬への理解)

身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について、市民・事業者の理解を得られるよう努めます。

(3) 各種イベント

(「障害者週間」の関連事業)

障害者問題に対する市民の理解を深め、障害のある人の社会参加を支援するため、12月上旬に開催している障害者理解の促進を図る障害者（児）作品展等については、今後とも充実していきます。

(各種イベントにおける障害者の参加)

各種イベントや行事等の実施については、その企画・立案段階から障害のある人の参加を促進し、障害のある人にとって意義のあるものとなるよう、実施方法についても検討していきます。

(4) 交流事業

(ふれあい広場の開催)

子どもから高齢者までの世代間や障害のある人たちとの交流を通して、地域の社会福祉団体の活動への理解、福祉活動やボランティア活動の普及・啓発を図るため実施している市民ふれあい広場は、今後も充実していきます。

(ふれあいキャンプの実施)

障害のある児童と障害のない児童が、豊かな自然の中でふれあい、友情を深め、思いやりの心や協調性・自立性を育むことを目的として毎年8月に実施しているふれあいキャンプは、今後も実施していきます。

(種別を超えた障害のある人同士の交流)

障害のある人に関する多くの事業や行事は、障害の種別ごとに実施されていますが、種別を超えた活動や交流を促進して、共通理解や相互協力が図られるよう努めます。

2 障害を理由とする差別の禁止

平成25年8月に実施した「障害者計画・障害福祉計画アンケート調査結果」（以下「アンケート結果」といいます）においては、多くの障害のある人が障害があるための差別やいやな思いをしたことがあると答えています。具体的な差別やいやな思いを記述していただいた内容には職場に関するものがかなり多くありました（82頁参照）。障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に「障害を理由とする差別」を禁止しています。

(1) 窓口業務、公共建築物等

(来庁者への対応)

障害のある人が訪れる窓口等においては、筆談や読み上げなど、障害のある人一人ひとりに対応します。

(公共建築物や道路・歩道)

車いす使用者や視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人などに配慮して、公共建築物や道路・歩道の整備に努めます。

(2) 民間事業者への対応

障害を理由とする差別を一切しないよう、民間事業者に対して求めるとともに、障害を理由とする差別の具体的な事例等の広報に努めます。

(3) 障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会の設置を検討します。

3 福祉教育の推進

児童・生徒や市民に対して、障害および障害のある人に関する正しい理解と認識を深めるため、福祉教育を充実します。

(学校における社会奉仕体験活動)

学校教育法では、小学校、中学校、高等学校等に「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」の充実が規定されています。小学校、中学校、高等学校等は、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、社会奉仕体験活動等に取り組みます。

(特別支援学校との交流事業の促進)

小・中学校と特別支援学校との交流などを行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。

(生涯学習における福祉講座の開設)

生涯学習において、障害のある人への理解等が深まるよう、福祉に関する講座の充実を図

ります。

(出前講座の活用)

出前講座は、市職員が地域に出向いて行うものです。福祉に関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、参加を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。

◆◇◆ 第2 権利擁護の推進 ◆◇◆

障害のある人の人権を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、自らの意思を表明することが困難な人々など、障害のある人の権利を守るしくみを構築します。

1 権利擁護システムの構築

障害のある人の生活を守るしくみである成年後見制度や日常生活自立支援事業の充実に努めるとともに、障害のある人が利用する福祉サービス等の適切な提供に努めます。

(成年後見制度の円滑な実施)

知的障害のある人や精神に障害のある人などの自己決定能力が低下している人の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度について、必要な経費について助成を行うとともに、地域の相談機関である地域包括支援センターとも連携をとり、家庭裁判所等の関係機関と協力して、円滑な実施に努めていきます。また、法人後見業務を行っている市社会福祉協議会と連携して、市民後見人の養成・研修を推進します。

(日常生活自立支援事業の普及)

判断能力が低下した人たちが地域で安心した生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を富山県・富山市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業について、市においても協力していきます。

(福祉サービスにおける行政手続きの適正化)

障害のある人が、福祉サービスに係る行政行為や処分の内容について正確に理解できるよ

うに努めるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため行政手続法や行政手続条例等にのっとり、適正な福祉サービスの提供に努めていきます。

(苦情解決の仕組み)

福祉サービス利用者の苦情の解決や、解決困難な事例を処理するため、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会が設けられています。市においても苦情処理の解決に努力していきます。

2 市民参加・政治参加

障害のある人や障害者団体からの要望等に適切に対応するとともに、障害のある人の参政権を保障します。

(障害者団体からの要望等への対応)

市では、障害者団体からの要望を随時受け付け、団体との協議を通じて、要望の解決や実現に取り組んでおり、今後も継続していきます。

(障害のある人に配慮した投票所の整備)

投票所は障害のある人や高齢者等に配慮して、車いすや簡易スロープの設置、介助者の配置などを行い、投票しやすい環境整備に努めます。

◆◆◆ 第3 虐待の防止 ◆◆◆

障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的暴力による虐待、②性的虐待、③心理的外傷を与える虐待、④日常生活の世話の放棄、⑤経済的虐待、の5分類としています。また、虐待の起こる場所を家庭内に限定しないで福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しており、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施するなどの措置を求めています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、行政を含めた関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

(虐待を未然に防ぐための広報活動)

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害のある人の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及に努めます。

(障害者虐待防止センター)

本市においては、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報等を行う機関である障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に持たせています。障害福祉課では、住民からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認を行うことができる体制を整備します。

(障害者自立支援協議会の活用)

障害者自立支援協議会を活用して、障害者虐待防止センター機能が十分発揮できるよう、福祉事務所、児童相談所、心の健康センター、保健所、障害者（児）団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害のある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

◆◇◆ 第4 ボランティア活動 ◆◇◆

障害のある人が抱える問題に対して理解を深めるために、市民が各種のボランティア活動に、気軽にかつ積極的に参加することが有効です。また、障害のある人が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも重要です。学校教育や社会教育をはじめ、生涯学習の幅広い分野において、市社会福祉協議会と連携して、市民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めます。近年の大規模災害に対しては、行政のみでは対応がむずかしく、多くのボランティアの助けなしには復興などあり得ないほど重要となっています。

1 ボランティア意識の醸成

いつでも、誰でも、どこでも、喜びを持って、ごく自然に助け合う社会の形成をめざし、ボランティア意識の醸成を図ります。

(ボランティア活動に対する市民意識の醸成と参加の促進)

市社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携して、市広報、市社会福祉協議会の広報紙中の「ボランティア情報ひろば」、ボランティアセンターのホームページなどを通じ、ボランティアに関する情報などを提供して、ボランティア活動に関する市民意識の醸成を図り、市民のボランティア活動への参加を働きかけます。

(市職員のボランティア活動の促進)

研修等を通じて、市職員のボランティア意識の高揚を図ります。また、市職員など公務員には、ボランティア休暇制度があることから、これを活用したボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

2 ボランティアの育成

市民が、点訳・音訳・手話ボランティアなどを通じて、多様なボランティア活動に積極的に参加するための支援を行います。

(1) ボランティア活動に対する支援

(地域福祉活動グループへの助成)

ボランティア活動の育成を図るため、ボランティアグループの福祉活動を支援していきます。

(退職者等が行うボランティア活動への支援)

退職者のボランティア活動は、活動者の介護予防や健康寿命の延伸につながるとともに、要援護者等の地域生活の維持向上にもつながると考えられ、市はこれを支援していきます。

(自発的活動支援事業の推進)

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。

(2) ボランティアの養成

(ボランティアリーダーの養成)

ボランティアグループの資質向上とボランティア活動の拡充を図るため、ボランティアリーダー、ボランティアサポーターの養成への支援を充実していきます。

(サマーボランティア活動事業の推進)

社会福祉施設でのボランティア体験学習を通じて、社会福祉への理解と関心を高めるため、高校生以上の人を対象に実施しているサマーボランティア活動事業の充実に努めます。

(3) ボランティアセンター

(各種ボランティア養成講座の充実)

ボランティアセンターで実施している「点訳講座」「音訳講座」「手話講座」「要約筆記講座」等の充実を図るとともに、講座の種類を拡充します。

(ボランティア登録や斡旋の充実)

ボランティアセンターにおけるボランティアの育成・支援について、広く市民に周知するとともに、登録・斡旋等にかかる相談事業を充実し、登録者や斡旋件数の増加を図り、ボランティア活動の活性化を推進します。

(4) ボランティアのネットワークづくり

ボランティアの養成、コーディネート促進を図るため、ボランティアセンター、行政機関、福祉関係機関、市民団体等とのネットワークづくりを推進します。

(5) 災害時におけるボランティア活動の支援

大規模災害に備え、県内外からボランティアを受け入れるための体制づくりが必要となっています。このため、行政と民間が協働して災害時のボランティア支援体制を構築するための「富山市災害ボランティアネットワーク会議」を設置しています。万一、市内で大規模な災害が発生した場合は、ボランティア活動がスムーズに行われるよう、「富山市災害ボランティア活動指針」を作成しており、この指針の周知に努めます。

Ⅱ 生活の質の向上のために

障害者総合支援法は、基本理念として「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない」（第1条の2）を掲げています。

障害のある人が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害のある人が、できる限り主体的に自立生活を送れるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージにあわせた保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、すべての障害のある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた取組みを推進します。

◆◇◆ 第1 相談・情報提供 ◆◇◆

アンケート結果においては、身体に障害のある人の22.0%、知的障害のある人の27.5%、精神に障害のある人の23.8%、難病患者の21.8%、障害のある児童の35.6%が、暮らしやすくなるためには「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」と答えています。

わが国の福祉施策は、援護を必要とする人からの申請に基づいて、サービス等を給付することになっています。したがって、サービス等を知らない人、サービス等を受けられることが分かっても申請しない人は、サービスを受けることができません。サービスを受ける要件を満たしているのにそれを知らないため、受けることができない人がいるとすれば不公平です。障害のある人が相談しやすい体制の確立、情報提供の充実に努めていきます。

1 総合的な相談体制の充実

ライフステージのすべての段階を通じて、きめ細かいサービスを障害のある人に提供していくためには、個々の施策を包括的に検討し、実施する機関が身近にあることが不可欠です。本人や家族の相談窓口となるとともに、地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする総合的な支援体制の整備を進めます。

(1) ピア・カウンセリング

(ピア・カウンセリングの充実)

障害のある人自身がカウンセラーとなって、障害のある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピア・カウンセリングを充実します。

(身体障害者相談員・知的障害者相談員等の充実)

障害のある人の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員として65人、知的障害者相談員として15人に委嘱していますが、その役割を十分果たすことができるよう、研修等を通じて充実を図ります。

(精神障害者家族相談員等の充実)

精神障害者の家族同士が安心して悩みを話したり、交流し、ピアサポートするために、富山市精神障害者家族会等連絡会が中心となり相談会を開催しています。今後はピアサポートの普及、家族支援の推進に努めていきます。

(障害者福祉啓発事業の充実)

市内の障害者団体に委託して、同種の障害のある人や会員の人たちを対象に開催している療育相談会等は、障害者団体に情報提供を行うなど今後も充実に努めていきます。

(2) 相談体制

(総合的な相談体制の充実)

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室においては、市内の相談支援事業所などと連携して、身体障害、知的障害、精神障害それぞれの専門職の技能を生かして、幅の広い専門性のある総合的な相談体制、また、市内の相談支援事業所の中核的な役割を担うための充実に図ります。

(関係機関とのネットワークの充実)

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室を核として、更生相談所や保健所など関係機関

とのネットワークを充実します。

(精神保健福祉相談・心の相談の充実)

保健所では、市民の心の健康を守るため、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士による相談を随時実施するとともに、精神科医による相談を実施しています。保健福祉センターにおいても臨床心理士等による心の相談を実施しており、今後とも相談にかかわる職員の質の向上に努め、相談体制の充実を図ります。

(3) 専門支援体制

(障害福祉サービスの相談支援の推進)

障害福祉サービスの相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直しを行う計画相談支援、入所している障害のある人または入院している精神に障害のある人の地域生活に移行するための相談を行う地域移行支援、居宅で単身で生活する障害のある人が地域生活を継続していくための各種の支援を行う地域定着支援の事業所の適正数の確保に努めるとともに、適切な運営が実施されるよう指導を行います。

(障害児相談支援の推進)

障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始以降一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う障害児相談支援は、事業所の適正数の確保に努めるとともに、適切な運営が実施されるよう指導を行います。

(身体に障害のある人の相談支援の充実)

身体に障害のある人の在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピア・カウンセリング、情報の提供などを行う相談支援の充実を図ります。

(知的障害のある人の相談支援の充実)

重症心身障害のある人、知的障害のある人および障害のある児童の地域での生活を支援するため、相談・情報提供、在宅福祉サービスの利用援助などを行う知的障害のある人の相談支援を充実します。

(精神に障害のある人の相談支援の充実)

日常生活支援や相談、地域交流事業などを通して、精神に障害のある人の地域での自立生活を支援する事業の充実を図るとともに、保健所、各保健福祉センター、障害福祉課、地域包括支援センター等との連携を促進します。

(発育・発達相談等の充実)

各保健福祉センターで実施している赤ちゃん教室や乳幼児健康相談などにより、心身の発育・発達や子育てに関する各種の相談の充実を図ります。また、富山県発達障害者支援センターとの連携を密にします。

(高次脳機能障害のある人・難病患者等への対応)

高次脳機能障害のある人および難病患者等については、保健所・各保健福祉センターで相談に応じます。

(地域における相談体制の充実)

障害のある人の身近な地域における相談機関として、32か所に設置されている地域包括支援センターの利用を推進します。地域包括支援センターにおいては、障害のある人の各種相談に応じるとともに、障害のある人の権利擁護等を行います。なお、より専門性を必要とする相談等に関しては、前記の身体・知的・精神の専門相談機関等へつなげます。

(地域精神保健福祉推進協議会活動の推進)

市民の心の健康づくりを推進するとともに、地域社会の精神に障害のある人に対する理解と関心を高めるため、精神保健福祉に関する講演会等を開催し、市民が主体となった心の健康保持・増進および障害のある人を支援するための基盤づくりを進めます。

(発達障害のある人への対応)

発達障害のある乳幼児や児童の相談に対応できるよう各保健福祉センター、学校、幼稚園・保育所・認定こども園、医療関係等の職員に研修等を実施するとともに、発達障害のある成人に対する相談体制について検討します。

(市職員の専門性の確保)

障害関連業務に携わる市の職員については、適切に業務が推進できるよう研修などを通じ、専門性の確保に努めます。

(専門職の確保)

社会福祉士や精神保健福祉士、精神保健福祉相談員など、専門知識を有する職員の確保・配置に努めます。

(富山市障害者自立支援協議会活動の推進)

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である富山市障害者自立支援協議会活動を推進します。

2 情報提供の充実

障害のある人が適切なサービス等を受けることができるよう情報の提供に努めます。また、視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人および知的障害のある人は、その障害のために情報の入手が大きな課題となっています。点字や音声、字幕付きのテレビ放送、インターネットなどによる情報提供の充実を図ります。

(1) 行政情報

(「障害福祉のしおり」の充実)

障害のある人を対象とする福祉サービス、教育、相談機関などの情報をまとめた「障害福祉のしおり」は、内容の充実を図りながら発行していきます。

(視覚に障害のある人等に配慮した情報提供の充実)

「障害福祉のしおり」や市の広報紙「広報とやま」は、視覚に障害のある人に配慮して、点字版、音声版を発行していますが、今後も内容の充実を図りながら発行していきます。

(ホームページによる福祉情報の充実)

インターネットの利用者が急増していることから、ホームページを充実し、行政情報、福祉情報の浸透に努めます。

(2) 一般情報サービス

(録音図書の貸出サービス等の充実)

市立図書館で実施している視覚に障害のある人に対する録音図書の貸出サービスは、対象図書の増加などサービスの充実を図ります。

(図書郵送貸出サービスの充実)

市立図書館で実施している重度の障害のある人への図書郵送貸出サービスは、充実を図っていきます。

(情報提供の拠点として障害者福祉プラザの充実)

障害者福祉プラザが、情報収集と発信の拠点となるよう、障害のある人が利用する様々な情報を集積するなど、その充実を図っていきます。

(地域包括支援センターの福祉情報マップの活用)

地域包括支援センターで発行している福祉情報マップに障害のある人が活用する情報の

提供を推進していきます。

3 意思疎通手段の確保

意思疎通が困難な聴覚に障害のある人、言語・音声機能に障害のある人および視覚に障害のある人に対する意思疎通支援事業等を推進します。

(手話通訳者、要約筆記者の養成・確保)

聴覚や言語に障害のある人のコミュニケーションを支援する上で、手話通訳者や要約筆記者は重要な役割を果たします。市では手話教室や要約筆記養成講座を実施してその養成に努めており、これらの養成事業の充実を図りながら、その確保に努めていきます。

(手話通訳者の派遣)

障害者福祉プラザ（富山市社会福祉事業団）に委託して実施している手話通訳者の派遣事業については、意思疎通支援事業として充実していきます。

(要約筆記者の派遣)

要約筆記者の派遣については、富山市聾啞福祉協会に委託して、意思疎通支援事業として実施します。

(重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の推進)

重度の障害のある人の入院時に、発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合、本人との意思疎通に熟練した人を医療機関に派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業を推進します。

(手話通訳士の拡充)

障害者福祉プラザでは、来所される聴覚に障害のある人に対応するため、また、市の行事で手話通訳を行うために、手話通訳士を配置しています。今後、利用状況により、拡充を検討していきます。

(同行援護および移動支援事業の充実)

障害のある人の社会参加を促進するため、同行援護および移動支援事業の充実に努めていきます。

(市職員の手話講座研修の実施)

市職員に対して、手話講座研修を通じ、手話のわかる職員の養成に努めていきます。

◆◆◆ 第2 保健・医療 ◆◆◆

障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていきます。

とくに身体に障害のある人や知的障害のある人の施策に比べて遅れていると言われる精神に障害のある人や難病患者等の施策の総合的かつ計画的な取組みを促進します。

1 障害の予防と早期発見・早期治療の推進

障害の予防、早期発見・早期治療は、障害関連施策の中でも重要な施策です。安全な分娩、障害のある乳幼児の早期療育に努めます。

(1) 妊婦・産婦に対するサービス

(妊婦健康教育の充実)

母性の健康の保持、増進に資するため、パパママセミナーを実施し、妊娠中の個々の問題に対応したきめ細かな保健指導の充実に努めます。

(妊婦健康診査の充実)

安全な分娩のために、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を14枚渡しており、受診の促進と妊婦健康診査の充実に努めます。

(妊産婦訪問指導の充実)

医療機関からの連絡等により、所見のある妊産婦については、必要に応じて早期からの疾病予防、治療を推進するとともに、訪問指導を実施して妊産婦健康診査等の事後指導の充実に努めます。

(2) 乳幼児に対するサービス

(こんにちは赤ちゃん事業の推進)

生後2か月から3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うこんにちは赤ちゃん事業を推進します。

(養育支援訪問事業の充実)

こんにちは赤ちゃん事業をはじめとする母子保健事業の実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等の自宅へ、保健師や心理相談員等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行う養育支援訪問事業の充実に努めます。

(乳幼児健康教育・健康相談の充実)

乳幼児の健康の保持、増進に資するため、赤ちゃん教室や乳幼児健康相談を実施し、乳幼児期の個々の問題に対応したきめ細かな保健指導の充実に努めます。

(乳幼児健康診査の充実)

疾病や発育・発達の遅れや、心身の異常の早期発見、早期治療に努め、早期に適切な支援等を行うことを目的に、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実に努めます。健康診査で発見された心身の遅れや障害の疑いのある乳幼児に対して、精密検査の勧奨や療育施設の紹介等を適切に行います。

(乳幼児発達健康診査の充実)

乳幼児健康診査後の経過観察が必要な乳幼児に対して、乳幼児発達健康診査を実施し、専門職によるきめ細かい事後指導に努めるなど、事業の充実に努めます。

(新生児聴覚検査体制の充実)

聴覚に障害がある場合は、早期に発見し、適切な支援をすることが、乳幼児の言葉と心の成長のためには非常に大切です。聴覚の障害を早期に発見するために、医療機関等においてリーフレットを配布し、出生後医療機関で実施される新生児聴覚検査を普及啓発するとともに、相談や早期支援体制の充実に努めます。

(障害の早期発見と早期療育)

障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障害に対応した発達を支援します。

(専門機関のネットワークづくり)

子どもに障害があるとわかったときの親の不安の解消を図り、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供を行うことが求められています。このため、保健所・保健福祉センター、保育所・幼稚園・認定こども園、療育機関、医療機関など、専門機関のネットワークを確立し、専門の相談、療育機関への紹介、手帳や手当等の取得・受給などについての迅速な対応に努めます。

2 健康管理・増進施策の充実

各種相談や指導等を充実することにより、障害のある人の各ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

(1) 教育・相談等

(健康教育・健康相談の充実)

小・中学校では、“すこやか健診”やその結果に基づき行う事後指導“すこやか教室”により小児生活習慣病の早期発見と予防に努めます。また、心の健康や性に関する問題などについて専門医による講話や事例検討会を通じて健康教育・健康相談を充実します。

(難病等療養相談会等の充実)

在宅難病患者およびその家族に対する医療相談会の開催や個別訪問による相談の充実を図ります。

(2) 訪問指導の充実

介護保険との整合性を図りながら、保健師、看護師、栄養士、精神保健福祉相談員等が家庭を訪問し、心身の機能低下防止や健康の保持増進を行う訪問指導の充実に努めます。また、医療の継続や受診についての相談援助や勧奨のほか、社会復帰援助や生活支援等の訪問指導の充実に努めます。

3 医療サービスの充実

医療機関等の協力を得て、障害のある人が、一般医療や救急医療、歯科診療を安心して受けることができるよう、医療サービスの充実に努めます。

(1) 障害の原因となる疾病等の治療

(周産期・小児医療施設の整備)

周産期集中治療管理室や新生児集中治療管理室を含む周産期・小児医療施設の施設および設備の整備について、県と連携を図ります。

(医療型児童発達支援の推進)

医療型児童発達支援は、児童発達支援および治療を行うものであり、本市内の富山県高志

通園センターと連携して推進します。

(障害の原因となる疾病の治療)

障害の原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、心の健康センター、児童相談所等との連携のもとに、相談指導、訪問指導等の充実に努めます。

(救急医療、急性期医療等の提供体制の充実)

障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実および関係機関の連携を促進します。

(精神疾患や難治性疾患患者の治療・保健サービスと福祉サービスの連携)

精神疾患や難治性疾患患者に対する治療および保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を検討し、その充実に努めます。精神に障害のある人の住まいの場や地域での支援体制等を整え、地域生活への移行を支援することができるよう、ACT^(注)やデイケア、精神科救急等医療サービスとの連携に努めます。

(注) ACT : Assertive Community Treatment 重い精神に障害のある人であっても、地域社会の中で自分らしい生活を実現・維持できるよう、包括的な訪問型支援を提供するケアマネジメントモデルの一つです。

(継続的医療が必要な人への対応)

人工透析が必要な慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な人に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供を検討します。

(発達障害への対応)

富山県と連携して、発達障害の診断、治療ができる医療体制の確保に努めます。

(視覚・聴覚に障害のある人への情報提供)

視覚や聴覚に障害のある人が安心して診療が受けられるよう、振動呼出器等による呼び出し、手話による対応、待合室の電光掲示板などの整備をしておりますが、今後もその充実に努めます。

(歯科保健医療サービスの充実)

一般の歯科診療所で治療困難な障害のある児童等の歯科診療を確保するため、障害のある児童等の日常生活圏内において歯科保健医療サービスを受けることができるよう、訪問歯科診療も含め、歯科医師会と連携して充実に努めます。

(訪問看護の拡充)

医療機関、訪問看護ステーション、保健師、ホームヘルパーなど関係者の連携を密にして、在宅のねたきりの障害のある人や在宅療養者などに対する訪問看護の拡充に努めます。

(公費負担医療の実施)

障害者総合支援法で定める自立支援医療のほかに、本市では、重度心身障害者医療費助成や入院期間が2年を超える精神に障害のある人の入院医療費助成、老人医療費助成など独自の助成制度を実施しています。障害のある人の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けていただくため、制度の周知に努め、医療制度の改正の際には、サービスの低下を招かないよう努めていきます。

(指定難病患者に対する医療費助成の推進)

指定難病の治療に係る医療費助成の申請に関する受付や相談に応じます。

(小児慢性特定疾病医療の推進)

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病のうち、特定の疾病の治療に係る医療費の一部を助成します。

(2) 正しい知識の普及等**(障害のある人に対する医療従事者の理解)**

医師・看護師をはじめとする医療従事者に、知的障害のある人、発達障害のある人など自らの意思を明確に示すことができない人に対する理解を求めています。

(精神疾患、難治性疾患等に対する正しい知識の普及)

障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防や治療について、市民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去を図っていきます。

(高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発活動)

広く高次脳機能障害に対する理解を深めるための普及・啓発活動に努めるとともに、高次脳機能障害のある人に対する相談支援体制を県と連携を図りながら整備します。

4 リハビリテーションの充実

障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために、個々のニーズに応じた、適切なリハビリテーションを地域で受けることのできるよう体制の充実に努めます。

(医学的リハビリテーションの確保)

骨、関節等の機能や感覚器機能の障害および高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価と、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

(地域リハビリテーション機能の充実)

障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練を受けることができる体制の整備を進めるとともに、障害者福祉プラザ、保健所・保健福祉センター、地域包括支援センター、医療機関等が連携して、地域リハビリテーション機能の強化を図ります。

(障害者福祉プラザにおける機能回復訓練の充実)

障害者福祉プラザにおいては、多目的ホール、温水訓練施設、機能回復訓練室、日常生活訓練室等で、理学療法士や作業療法士等の指導のもとに、障害のある人個人に対応した様々な機能回復訓練を実施しており、今後とも充実に努めます。

(自立訓練（機能訓練）の充実)

障害福祉サービスの自立訓練である身体に障害のある人を対象とする機能訓練の充実に努めます。

(パワーリハビリテーションの推進)

脳卒中や認知症、難病の人に実施しているパワーリハビリテーションを障害のある人にも積極的に参加していただけるよう推進します。

5 精神保健・医療施策の充実

市民の心の健康づくり対策を充実するとともに、精神に障害のある人に対する保健・医療施策を一層推進します。

(1) 心の健康づくり

(うつ対策と精神保健福祉相談の推進)

うつ対策を中心とした自殺予防対策を推進します。また、保健所で実施している「精神保健福祉相談」の充実に努めるとともに、職場における心の健康づくり対策については、産業保健総合支援センターと連携を図ります。さらに、地域包括支援センターで実施している高齢者のうつや閉じこもり、認知症のケアについての相談の充実に努めます。

(睡眠障害を有する人への対応)

治療を要する睡眠障害を有する人に対する適切な相談体制の確保を検討します。

(アルコール関連問題対策の充実)

アルコール等の依存症についての理解や、回復方法、家族の対応について普及啓発を継続し、自助グループ（断酒会、AA等）と連携し、予防活動を推進します。

(注) AA：Alcoholics Anonymous さまざまな職業・社会層に属している人々が、アルコールを飲まない生き方を手にし、それを続けていくために自由意志で参加している団体です。

(PTSD等への対応)

児童思春期における心の問題および心的外傷体験を受けた人の心のケアに係る専門家の確保並びに地域における相談体制の充実に努めます。

(2) 精神疾患の早期発見・治療

(精神疾患の早期発見)

精神疾患の早期発見に努めるとともに、保健所・保健福祉センター、医療機関、心の健康センター等の連携により、適切な対応に努めます。

(精神科救急システムの確立)

富山県と協力し、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムの確立に努め、地域における適切な精神医療の提供を推進します。

(他害行為を行った人に対する対応)

富山県と協力し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人に対する適切な医療の確

保を推進し、地域における相談体制の充実を図ります。

(自立訓練（生活訓練）の充実)

障害福祉サービスの自立訓練である知的障害のある人および精神に障害のある人を対象とする生活訓練の充実に努めます。

(精神科デイケア施設の整備)

回復途上にある精神に障害のある人の円滑な社会復帰を図るため、通所により生活指導や作業指導等を受ける精神科デイケアは、富山市民病院をはじめ市内複数の医療機関で実施されておりますが、今後もその充実を図るため、県やその他の関係機関と連携を図ります。

◆◇◆ 第3 生活支援サービス ◆◇◆

障害者総合支援法に基づいて、障害のある人の生活の質の向上をめざして、各種サービスを推進します。

1 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で当たり前の生活ができるよう、ニーズに応じて在宅サービスの量的・質的充実に努めるため、既存事業者の活用を図るとともに、新規事業者の参入を促進します。また、ホームヘルパー不足については、県および関係機関等と連携し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

(居宅介護体制の整備)

障害特性を理解した適切な介護のできる居宅介護・重度訪問介護の整備に努めます。

(行動援護の推進)

知的障害あるいは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う行動援護の推進に努めます。

(訪問入浴サービスの推進)

重度の障害があるため、自宅で入浴が困難な人に対する訪問入浴サービスを推進します。

(2) 通所系サービス**(生活介護の充実)**

重度の障害のある人が利用する生活介護（介護型デイサービス）については、富山型デイサービスの利用も視野に置いて、その充実を図ります。

(療養介護の充実)

常時介護を必要とし、医療を要する障害のある人が、主として昼間において、病院等で行う機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行うサービス（療養介護）の充実について、医療機関に働きかけます。

(地域活動支援センターⅠ型の充実)

精神に障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行う地域活動支援センターⅠ型は、医療法人・社会福祉法人等が実施していますが、その補助のあり方を検討しながら、支援を継続していきます。

(地域活動支援センターⅡ型の充実)

在宅の重度障害のある人に対し、入浴、介護、文化的活動、機能訓練、送迎などのサービスの提供を行う地域活動支援センターⅡ型の充実を促進します。

(地域活動支援センターⅢ型の充実)

身体に障害のある人や知的障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行う地域活動支援センターⅢ型の充実を促進します。

(日中一時支援事業の充実)

障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とし、障害のある人に日中における活動の場を確保する日中一時支援事業の充実を促進します。

(3) 短期入所**(短期入所サービスの推進)**

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人、難病患者等および障害のある児童の短期入所サービスの充実を促進します。

(重症心身障害のある人の短期入所施設の整備)

富山県と連携して、重症心身障害のある人の短期入所のサービス基盤を整備します。

(特別養護老人ホーム等の短期入所の利用の検討)

身近な施設である特別養護老人ホームの短期入所や介護保険サービスの短期入所施設、富山型デイサービスの短期入所等の利用について検討・推進します。

(4) 移動支援サービス

(移動支援の推進)

障害のある人が円滑に外出することができるよう、障害福祉サービスの同行援護および地域生活支援事業の移動支援事業を推進します。

(福祉タクシー制度の充実)

社会参加促進を目的とする福祉タクシー制度の充実に努めます。

(精神に障害のある人の交通割引制度創設の働きかけ)

精神障害者保健福祉手帳所持者の鉄道やバスなどの運賃割引については、交通事業者等に要望を伝えていきます。

(福祉有償運送の支援)

外出支援として、NPO法人等による個別輸送サービスである福祉有償運送を支援していきます。

(5) 発達障害のある人の支援

富山県と連携して、発達障害のある人の支援体制を整備します。

2 生活の場の確保・充実

障害のある人の地域での居住の場であるグループホームの量的・質的な充実に努めます。グループホームの整備にあたっては、民間事業者の参入を促進します。

(グループホームの整備)

地域生活を希望する障害のある人が共同生活を行うためのグループホームの整備に努めます。

(グループホーム等の宿泊体験)

入居希望者等に対するグループホームの宿泊体験の実施を事業者に要請していきます。

3 施設サービスの見直し

ノーマライゼーション社会の実現のための方策の一つとして、大規模な施設における生活から、小規模な単位で地域の中に溶け込んだ生活への移行をめざします。

(1) 地域生活への移行

(入所（院）者の地域生活への移行の促進)

障害のある人の地域での生活を念頭に置いた社会生活力を高め、障害のある人本人の意向を尊重した入所（院）者の地域生活への移行を促進します。

(地域生活支援拠点の整備)

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

(地域福祉への理解の促進)

「障害のある人は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者および市民の地域福祉への理解を促進します。

(2) 施設の在り方の見直し

(入所施設に対する新たな考え方の普及)

入所施設は、住まいの場あるいは夜間の居場所という考え方が普及するよう努めます。

(入所者個々に応じたサービス提供体制の整備)

入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定するとともに、入所施設における支援を必要とする障害のある人の特性やニーズに対応する体制の整備に努めます。

(相互利用の推進)

障害のある人が身近なところで施設を利用できるよう、障害種別を越えた相互利用を進めます。

(障害者施設の活用)

障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図っていきます。

(個室化等の推進)

入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の個室化等を図ります。

(第三者による評価事業の推進)

施設のサービスの質の向上を図るため、第三者による評価事業を推進します。

4 福祉用具等の利用促進

障害のある人にとって、障害によるハンディを補うとともに、日常生活の利便性を高めるために的確な補装具や日常生活用具等の利用が不可欠です。

(福祉機器展示コーナーの充実)

障害者福祉プラザの障害者福祉センター内の展示コーナーは、展示品目など内容の充実を図ります。

(福祉用具の利用の促進)

補装具や日常生活用具等の広報に努め、福祉用具の利用を促進します。

(寝具乾燥消毒サービスの充実)

在宅のねたきりの重度の障害のある人に対して実施している年2回の寝具乾燥消毒サービスの充実に努めます。

(おむつの支給)

在宅の重度の障害のある人であって、おむつが必要な人の介護者の負担を軽減するため、おむつの支給は継続して実施します。

5 経済的支援

ノーマライゼーションの理念を実現し、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるようにするため、障害のある人の経済的自立を支援します。

(年金や手当等の充実の要望)

障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすためには、所得の確保が重要であり、所得保障の柱である障害年金等の公的年金制度や特別障害者手当等の各種手当制度の充実について、国に働きかけます。

(市の手当等の充実)

市が実施している心身障害者・児福祉金、介護手当および外国人障害者福祉手当については、充実に努めます。

(年金・手当等の周知)

年金制度に未加入であったり、保険料が未納であったりすると、障害者となっても障害基礎年金等が受給できません。また、年金と同様、各種手当等においても受給漏れがないよう周知に努め、相談の充実を図っていきます。

Ⅲ 自立と社会参加を促進するために

障害者施策の基本は、障害のある人が、生涯のあらゆる段階において、能力を最大限発揮し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援すること、および障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加することができる社会を築くことです。

障害のある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

◆◇◆ 第1 療育・教育 ◆◇◆

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、一人ひとりの障害の種類や程度、能力、適性等に応じてきめ細かな教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症など障害のある子どもに対してそれぞれの必要に応じ、適切に対応していきます。

1 療育・幼児教育の充実

障害を早期に発見し、幼児期からの早期療育体制を充実することにより、障害の軽減と十分な発達を図ります。また、障害のある幼児と障害のない幼児がともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、豊かな人間形成をめざします。

(1) 障害があるとわかった時のフォロー体制

子どもに障害があるとわかったとき、親の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供を行うことが求められています。このため、保健所・保健福祉センター、保育所・幼稚園・認定こども園、療育機関、医療機関など、専門機関のネットワークを確立し、専門の相談、療育機関への紹介、手帳の取得や手当等の受給など迅速な対応に努めます。

(2) 早期療育

(療育相談の充実)

保健所では、乳幼児の4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を通じて、発育および発達の経過観察の必要な乳幼児に対し、医療機関、障害児療育施設、保育機関等と連携を図りながら、それぞれの専門分野からの情報提供、育児相談等を行い、事業の充実に努めます。

(児童発達支援事業の充実)

就学前の障害のある児童が、適切な療育を受けることができるよう、通園の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実に努めます。児童発達支援は、指定事業所だけでなく、富山型デイサービス事業所の利用も促進します。

(福祉型児童発達支援センターの充実)

福祉型児童発達支援センターとして、本市には高志通園センターと恵光学園が設置されており、今後とも、療育内容の充実に努めていきます。また、交流保育や通園児以外にも療育相談を行うなど、地域での療育機能を果たす中核施設として充実していきます。

(障害児等療育支援事業の充実)

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実に努めるとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う障害児等療育支援事業を充実します。

(3) 障害児保育・幼稚園教育

(保育所等訪問支援の充実)

保育所等を利用中または利用する予定の障害のある児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や便宜を供与する保育所等訪問支援の充実に努めます。

(保育所通所指導事業の充実)

障害のある児童と保護者が同伴で保育所へ通所し、障害のない児童との集団保育や、その児童の特性に応じた個別指導を受けることにより、障害のある児童の健康の維持と発達の支援を図るとともに保護者の育児を支援する保育所通所指導事業の充実に努めます。

(統合保育・幼稚園の統合教育の推進)

保育所や幼稚園、認定こども園において、障害のある児童が障害のない児童とともに保育や教育を受ける統合保育・統合教育を実施しています。これらは、障害のある児童の健全な社会性を育むとともに、相互に情緒の成長発達を促進します。このことから、今後も、統合保育・統合教育について充実していきます。

(保育所等入所児の障害児通園施設への通園)

保育所等に入所している障害のある児童が、障害児通園施設へ通園して専門的な治療・訓練を受けることにより、療育効果が望める場合には、保育所等から障害児通園施設への(並行)通園を実施しています。今後とも障害のある児童それぞれの状況に配慮して、事業の拡充に努めます。

(4) 発達障害のある児童への対応

児童の発達障害を早期に発見するため、保育・教育・保健医療関係職など児童と日常接する機会の多い職種の人に対して、研修等を行い、発達障害に関する知識を身につけさせます。

2 学校教育の充実

障害のある児童・生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、卒業後は、自らの選択にもとづき自立した生活を送ることができるよう教育内容の充実に努めます。また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ機会の拡充に努めるとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育が行えるよう、各学校における教育の充実に努めます。

(1) 就学相談・指導

(就学相談の充実)

教育センターの専門指導員による適切な就学相談の充実に努めるとともに、就学前の相談についても、児童相談所、療育施設、保育所、幼稚園、認定こども園、保健所・保健福祉センター等と連携を図って実施していきます。

(担当職員の指導力の向上)

特別支援学校、特別支援学級、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業等の就学担当教員、保育士、施設職員等の連携を密にするとともに、研修の実施等により指導力の

向上を図ります。

(保護者への情報提供)

障害のある児童の保護者に対しては、就学についての十分な知識・情報が伝わり、理解が得られるよう、関連資料の配布、事前の話し合い等を行います。

(2) 特別支援教育

(教員の指導力の向上)

特別支援学級担当教員による研修会をより充実し、教員の指導力を高めていきます。

(通常の学級担当教員の福祉に対する理解)

特別支援教育は、障害のある児童と特別支援学級担当教員の間でのみ行われるべきものではなく、通常の学級担当教員を含め学校全体で支援していく必要があります。このことから、通常の学級担当教員についても福祉に関する研修の場をもつことにより、特別支援教育の充実を図ります。

(交流教育の推進)

特別支援学級と通常の学級との交流、特別支援学校と小・中学校との交流を行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。

(当事者の選択支援)

交流教育などの就学形態については、当事者の希望や障害の種別、程度に応じた適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。

(専門機関等との連携による支援)

学校現場において、障害のある児童に関する専門的な指導や支援が行えるよう、児童相談所や福祉事務所等の関係行政機関、障害児施設や特別支援学校等の専門療育・教育機関などと連携を図り、充実に努めます。

(通級による指導の充実)

通常の学級に通いながら、週1～3時間程度、言語・情緒・学習障害等の専門的な個別指導を行う「通級による指導」の充実に努めます。

(3) 発達障害のある児童への対応

(担当職員に対する巡回相談)

発達障害のある児童への指導方法について、学校の担当職員に対して専門家による巡回相

談を行い、適切な教育が行えるようにします。

(発達障害の理解)

発達障害にはいろいろな種類があり、関係機関はその情報収集に努めるとともに、適切な支援に努めます。

(4) 教育施設のバリアフリー化

(学校のバリアフリー化)

学校のバリアフリー化を推進し、障害のある児童の受け入れを容易にしていきます。

(情報機器などの整備)

障害のある児童・生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備を推進します。

(5) 放課後子どもプラン推進事業等

(放課後子どもプラン推進事業の拡充)

放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保のため、放課後子ども教室や放課後児童クラブを実施しており、これら事業に障害のある児童も受け入れるよう促していきます。

(放課後等デイサービスの充実)

学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。

(日中一時支援事業の充実)

障害のある児童等を介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障害のある児童等を日中において一時預かりする日中一時支援事業を充実します。

3 社会教育の充実

充実した生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたって楽しく学び続けることが大切であり、障害のある人を対象とする社会教育の充実を図ります。

(1) 障害者理解

(人権教育推進事業による啓発)

「人権」に関する普及啓発の一環（人権教育推進事業）として、障害のある人への差別や偏見をなくすため、人権フォーラムを開催します。

(各種社会教育の講座等による啓発)

各種社会教育の講座等において、障害のある人および障害の理解につながるテーマをとり上げて、市民に対する啓発を推進します。

(2) 障害のある人を対象とする学習機会

(学習機会の提供)

社会教育の推進を図るため、社会教育委員会議を設置しており、この会議を通じて、障害のある人の社会参加に必要な学習機会の提供に努めていきます。

(福祉施設における学習機会の提供)

福祉施設の学習カリキュラムと連携を図り、出前講座の開設や移動博物館・ギャラリーの開催など、学習機会の提供を検討します。

(3) 各種講座への参加

(障害のある人が参加しやすい環境づくり)

広く市民を対象とした講演会等において、手話通訳者や要約筆記者を配置したり、点字パンフレットを作成するなど、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めていきます。

(社会教育施設のバリアフリー化の推進)

公民館など社会教育施設は、改築等にあわせて、段差解消に努め、スロープや手すりを設置し、車いす使用者をはじめ、高齢者、障害のある人等も利用できるトイレを整備するなど、バリアフリー化を進めており、今後も推進していきます。

(4) 地域での障害のある人とのふれあい交流

(公民館事業におけるふれあい交流)

公民館事業に、介護講座や障害のある人との交流活動を盛り込むことを検討し、同じ地域に住む人同士が障害の有無に関わりなく参加できるような地域行事の実施に努めます。

(子どもたちとのふれあい活動)

学校休業日などに、児童がスポーツや文化活動を通じて、子ども同士や地域の人たちとふれあいを深める事業を実施し、この事業に障害のある児童等も受け入れて、学校外での活動体験の機会が広がるよう図っていきます。

(5) 福祉バスの利用促進

障害のある人の社会参加を促進するため、社会教育施設の利用や社会見学・野外活動への参加等にも利用していただいている車いす対応のリフト付福祉バスの運行は、さらに周知に努め、利用の促進を図っていきます。

◆◆◆ 第2 雇用・就労 ◆◆◆

職業的自立は、社会の一員として自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持っています。障害のある人が生活していくうえで、この3つの側面は重要な意味を持つことから、職業的自立は大切であり、それを実現するための就労が重要な課題です。

就労の促進については、「雇用対策法」「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」等に基づいて、障害のある人に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談・指導等のさまざまな取組みを、国が主体となって実施しています。なかでも、障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度等が大きく寄与し、事業主の認識と理解が徐々に深まりつつありますが、依然として障害のある人の雇用情勢は厳しく、企業等へ障害のある人の雇用の拡充について理解と協力を求めていくことが必要とされています。また、障害のある人が、可能な限り一般企業等への就労や自営業を営めるよう、障害の程度や種別に応じた職業リハビリテーションなど、きめ細かな対策を総合的に講じることが重要となっています。そのため、障害のある人の、障害に配慮した適切な雇用の場の確保と条件整備の促進に努めるとともに、障害のため就労が困難な人の働く場の確保を図っていきます。

1 一般就労の拡大と支援

各企業、国、県、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどと連携して、障害の特性に応じたきめ細かな施策を総合的に講じ、障害のある人の雇用・就労の場の確保に努めます。

(1) 事業者への啓発、広報

(事業者の理解の促進)

障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元企業や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。

(助成金や優遇措置等の周知)

事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

(精神に障害のある人の就労の促進)

精神に障害のある人についても、障害者法定雇用率の算定対象となりました。国等の関係機関と連携して周知に努めるなど、精神に障害のある人の就労の促進を図ります。

(障害者雇用促進ガイドブック等の活用)

事業主等に障害のある人への理解を深めていただくため、障害に関することや職場で配慮すべきこと、また雇用支援機関や各種助成制度など、障害のある人の雇用に関する情報を掲載したガイドブック等の普及に努めます。

(2) 雇用機会の拡大

(特例子会社の設置)

障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。

(在宅就業やSOHO等への支援)

通勤することが困難な障害のある人の就労促進のため、時間と場所に制約がなく仕事ができるITを活用した在宅就業やSOHO等について、国や県の検討状況を踏まえつつ、その普及や支援策を講じていきます。

(就労相談・就労情報の提供)

障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。

(3) 雇用・就労の支援

(就労移行支援事業の推進)

就労を希望する障害のある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援事業の充実を促進します。

(障害者就業・生活支援センターのPR)

就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続する支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。

(ジョブコーチ制度等の普及)

障害のある人が職場に適応できるよう就労援助者がきめ細かな支援を行うジョブコーチ制度や、視覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。

(事業主に対する支援)

障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。

(職場環境の改善)

障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。

(就労支援体制の充実)

就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

(職業リハビリテーションの充実)

国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

(就労支援のためのネットワーク化)

障害のある人が、可能な限り一般就労ができるよう支援を行うため、障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関（公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉法人、障害者団体、その他行政機関）との連携によるネットワーク組織の構築を要請していきます。

(4) 障害者雇用に関する市の対応

(職員の計画的な採用)

市は、民間企業に率先して障害者雇用率を達成できるよう、職員の計画的な採用に努めます。

(職場環境のバリアフリー化)

市役所、総合行政センター、保健所・保健福祉センターをはじめとする職場環境のバリアフリー化を進めます。

(障害者就労施設等からの優先購入等)

市役所全部署において、その使用する物品や提供される役務について検討し、可能な限り障害者就労施設、在宅就業障害者および在宅就業支援団体から受注するよう努めます。また、新規事業等を行う場合にも、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。

(入札等への障害者雇用事業者の優遇)

市の入札参加資格の認定にあたり、その評価項目に障害者雇用の状況を取り入れ、積極的に障害者雇用対策を進めている事業者が優遇されるように努めており、さらに適用範囲の拡大を検討します。

2 福祉的就労の支援

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することや仲間とともに社会の中で集い、活動することは、障害のある人の社会参加、働く権利や社会への寄与、自己実現の点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する活動や働き方ができるように、福祉的就労の場や多様な活動の場の整備に努めます。

(1) 自立訓練事業の充実

自立訓練事業は、特別支援学校卒業生、精神病院退院者、入所施設退所者等が自立した日常生活または社会生活ができるよう必要な訓練を受けるものです。障害のある人の地域生活の移行を容易にするため、自立訓練事業の充実を図ります。

(2) 就労継続支援事業

(就労継続支援事業の推進)

一般就労が困難な障害のある人のための就労継続支援事業は、事業者と連携して進めます。

(就労継続支援A型およびB型事業の促進と充実)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供する就労継続支援A型（雇成型）およびB型（非雇成型）については、就労移行支援を含めた就労支援事業全体のバランスを考慮した上で、促進と充実を図ります。

(3) 地域活動支援センター事業の充実

地域活動支援センターは、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図る施設です。従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しなかったところが該当する地域活動支援センターについては、その充実に努めます。

◆◇◆ 第3 スポーツ・レクリエーション、文化 ◇◇◆

障害のある人にとって、スポーツ・レクリエーション、文化活動への参画は、社会参加という視点だけでなく、本人の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要であり、これらの事業の実施・援助に努めます。

1 スポーツ・レクリエーションの振興

障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、障害のある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーション

(スポーツ・レクリエーション活動への支援)

身体に障害のある人の野外でのレクリエーション活動に支援を行っていますが、障害のあ

る人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ・レクリエーション大会等のイベント開催の促進を図ります。

(各種イベントにおける障害のある人の参加)

各種イベントや行事等の実施については、その企画・立案段階から障害のない人とともに障害のある人の参加を促進し、障害のある人にとっても意義のあるイベントとなるよう、実施方法についても検討していきます。

(福祉バスの利用促進)

障害のある人の社会参加を促進するため、各種イベントやレクリエーション活動への参加等にも利用していただいている車いす対応の福祉バスは、さらに周知に努め、利用の促進を図っていきます。

(2) スポーツ施設等

(スポーツ施設の利用促進)

富山勤労身体障害者体育センターや富山市総合体育館、市民プールなどの市営スポーツ施設において、障害のある人に配慮した利用促進を図り、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

(スポーツ施設利用者のグループ化)

スポーツ施設を利用される障害のあるスポーツ愛好者たちのグループ化を図り、指導や支援を行い、より一層のスポーツ活動の活性化を図ります。

(スポーツ施設のバリアフリー化)

スポーツ施設については、障害のある人に利用しやすいようバリアフリー化を推進していきます。

(障害者福祉プラザの多目的ホールの利用)

障害者福祉プラザの多目的ホール（小体育館）は、機能訓練や各種教室が開催されていないときは、障害のある人に開放して、スポーツやレクリエーション等の各種イベントに利用され、利用にあたっては、運動指導員が支援を行っています。今後も、これら支援体制の充実を図り、利用の促進に努めていきます。

(3) 指導員の養成

毎年、富山県身体障害者スポーツ協会の実施する指導者講習会について、施設や事業所に

周知を図りながら、障害者スポーツの指導員の養成に努め、障害者団体等の開催するレクリエーション大会での支援・協力を行っており、さらに養成等に努めていきます。

2 文化活動への参加促進

障害のある人が参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、障害のある人の作品展などの開催を支援し、文化活動への参加を促進します。

(1) 参加する機会の拡充

障害のある人のニーズに応じた趣味・文化活動の実施や情報の提供に努め、障害のある人の社会参加の機会の拡充に努めます。

(2) 発表の場の提供

「障害者週間」の関連事業として、作品展を開催し、障害のある人が施設や学校等で作成された絵や手芸品等を展示する機会を提供しており、また、障害者福祉プラザにおいても、障害者団体等から発表の場として、施設の使用の申し入れがあった場合には無料で提供しています。今後、これらを含め、発表の場の提供や、会場の提供についても拡充を図っていきます。

(3) 文化活動等への支援

(名義後援の推進)

障害者団体等が実施する各種文化事業や大会等の活動に対し、障害者理解や障害者福祉・教育に意義のあるものについては市が名義後援をして、活動の推進に努めます。

(活動支援の検討)

障害のある人の心の豊かさや潤いを感じられる環境づくりが一段と求められており、障害のある人を含む市民の文化・芸術活動に対する支援の方法について検討していきます。

(4) 文化施設等における支援

(市営施設無料入場事業の拡充)

障害のある人や高齢者の社会参加の促進と生きがいを高めるため、市営の文化・スポーツ

施設の観覧料等に対し、減免措置を実施しています。今後、新設される施設についても拡充を図っていきます。

(公民館のバリアフリー化に対する助成)

地域の障害のある人や高齢者等が集い交流する場である自治公民館の建設に対する助成を実施していますが、バリアフリー化のための修繕についても助成を継続していきます。

3 公共施設の有効利用

本市には、少子化や合併などの社会情勢の変化により公共施設の空き部屋などがあり、これらを障害のある人をはじめとした地域住民のために有効活用していきます。

(公民館などの公共施設の柔軟な運営)

公民館については、集いの場など、地域の活動の場の一つとして活用できるよう努めます。公共施設については、障害のある人をはじめとした住民のニーズに応じた柔軟な運営に努めていきます。

(学校の余裕教室等の活用)

本市には、統合のため廃校となった建物や、学校の余裕教室（空き教室）があります。これらを開放して、地域の活動の場として活用できないか検討します。

(総合行政センター等の空き部屋の活用)

総合行政センター等の公共施設には使用していない部屋があります。これらを障害のある人をはじめとする地域住民の福祉の向上のために活用できないか検討を進めます。

Ⅳ バリアフリー化を促進するために

これまでのわが国のまちづくりは、経済成長と都市化の進展のなかで、経済効率優先で進められ、障害のある人や高齢の人に十分配慮されていないくらいがありました。その結果、道路や建物の多くに段差があるなど、障害のある人や高齢者が、ひとりで自由に移動できない状況があります。

住宅を含む建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、車いす使用者、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザインの考え方が必要です。

すべての市民にとってやさしいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための主要な施策と位置づけ、積極的に取り組みます。

◆◇◆ 第1 すべての人にやさしい街づくり ◆◇◆

障害のある人や高齢の人を含めたあらゆる人に配慮して、公共交通機関、道路、建築物、公園の施設等の整備を進めるとともに、市民の街づくりへの参加意識を高め、障害のある人をはじめとした利用者の意見を聞きながら、市民、行政、事業者が一体となって、すべての人にやさしい街づくりを推進します。

1 公共交通機関の整備

民間交通事業者の協力を得て、障害のある人が安全に利用できる公共交通機関の整備に取り組みます。

(1) バス、タクシー

(障害のある人にわかりやすい案内)

バス車内での行先および停留所の案内は、音声・字幕により行うとともに、行先案内表示

を乗降口等にも設置するなど、すべての人が安心して乗降できるよう交通事業者に協力を求めます。

(低床バス・ノンステップバスの増車・路線拡大)

低床バスの路線の拡大を図るため、交通事業者が購入する車両への支援を行います。また、段差のないノンステップバスの導入についても、交通事業者に働きかけていきます。

(低床バス・ノンステップバスにあわせたバス停の整備)

低床バスやノンステップバスの導入にあわせて、市道に設置されたバス停においては、乗降がしやすいように段差の解消を図るなど環境整備に努めていきます。

(タクシー利用への便宜)

障害のある移動困難な人の社会参加を促進するため、タクシーの利用に対して市が助成を行っており、タクシー事業者の福祉車両の購入に対しては県が助成を行っています。これら制度の積極的な活用を推奨するとともに、障害のある人が、タクシーを利用する場合の配慮や介助についても、乗務員の教育・研修を行うようタクシー事業者に要望していきます。

(2) 電車、駅等

(路面電車のバリアフリー)

富山ライトレール・富山港線は、高齢者や障害のある人にもやさしい全国初の本格的な次世代型路面電車システムとして高い評価を得ています。市内電車環状線においても、高齢者や障害のある人にやさしい車両、電停の整備を進めていきます。

(駅施設のバリアフリー化に対する助成)

障害のある人や車いす使用者が駅構内を移動しやすいよう、エレベーターの設置・改修や改札口の改修、案内表示の設置を促進していきます。

(駅周辺のバリアフリー化)

J R 富山駅周辺においては、北陸新幹線を契機として、鉄道の高架化や施設の再整備を図ると同時に、障害のある人や高齢者の利便性の向上を図っています。今後の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方のもとに進めていきます。

2 みちの整備

歩道の拡幅、段差の解消、その他車いす使用者や視覚に障害のある人等の移動の利便を確保し、車中心の「道路」から人中心の「みち」への転換を図ります。

(1) 歩道

(歩道拡幅等の整備)

歩道の幅員は、歩行者や車いす等が安全かつ快適に通行できるよう、歩行者の交通量が多い道路にあたっては3.5mを目標として整備を進めます。その他の歩道でも、2.0m以上で整備を図ります。

(歩道路面上の整備)

障害のある人や車いす使用者が安心して歩けるよう段差の解消に努めます。段差の切り下げ部分の勾配は8%以下で整備を進めます。ただし、視覚に障害のある人に配慮して、歩車道間の段差を2cm以下とします。

(歩行空間の確保)

車いす使用者や視覚に障害のある人などの通行の妨げとなる商品や看板、放置自転車等の撤去などの指導に努めます。

(溝ぶたの構造)

歩道の幅員内に排水溝を設ける場合の溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造にします。

(歩行ネットワークの推進)

障害のある人がよく利用する福祉施設や病院等の公共施設を中心に、安全で快適に歩ける道路網の整備に努めます。

(冬期間における歩行空間の確保)

冬期積雪時においても、障害のある人や高齢者が安全に歩けるよう、歩道除雪および消雪装置による無雪歩道化を推進します。

(視覚障害者誘導用ブロックの整備)

視覚に障害のある人がよく利用する中心市街地や公共施設・福祉施設等を中心に、視覚障害者用誘導用ブロックの整備を促進します。

(2) 道路等

(車優先から人優先の道路へ)

住居・商業地域における通過交通の抑制により、車優先から人優先の道路へとシフトし、障害のある人が安心して安らげる道路空間の整備を図ります。

(音響式信号機・弱者感応制御式信号機の設置)

視覚に障害のある人の安全を確保するため、福祉施設や病院などの公共的施設周辺や要望の多い交差点に音響式信号機・弱者感応制御式信号機の設置を働きかけていきます。

(3) 障害のある歩行者への支援

車いす使用者や視覚に障害のある人が困っているのを見かけたら、誰もが気軽に手助けをするのがあたりまえという考え方の普及を図ります。また、自動車を運転する人も、障害のある歩行者に配慮して運転するよう広報します。

3 建築物の整備

だれもが利用しやすいように公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、民間の不特定多数が集まる施設等のバリアフリー化を促進します。

(1) 民間の公共的建築物

(バリアフリー法によるバリアフリー化)

バリアフリー化を積極的に進めるため、不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「富山県民福祉条例」にもとづき、建築主に対する必要な指導および助言等を行うとともに、優良建築物に対する助成、税制上の特例措置および公的融資による支援策を広報し、バリアフリー化を積極的に誘導します。

(建築物のユニバーサルデザイン化)

乳幼児から妊産婦、車いす使用者や高齢者まで広く使用できる多目的トイレ・オストメイ トトイレの普及を推進します。また、窓付きエレベーターや聴覚に障害のある人・視覚に障害のある人に配慮した緊急避難誘導設備などの設置を促進します。

(2) 公共建築物

(市の建築物のバリアフリー化)

本市が新たに建設する建築物については、バリアフリー化を推進します。本市の既存の建築物については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。

(すべての人に配慮した高度なバリアフリー化)

市役所、市民病院等の窓口に手話通訳者の配置、字幕、振動呼び出し器等による案内システムの導入など、市の施設について、障害のある人をはじめとしてすべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を進めます。

(おむつ交換用ベッドの設置)

障害者用トイレに、重度の障害のある人を含めたおむつ交換用ベッドの設置を図ります。

(国際シンボルマーク等の掲示)

障害のある人が容易に利用できる建物・施設については、国際シンボルマーク等を掲示し、バリアフリーについての理解を高めていきます。

(障害者用駐車スペースの確保)

公共施設の障害者用スペースの確保に努めるとともに、障害者用駐車スペースに健常者が駐車しないよう啓発に努めます。

4 公園、水辺空間等オープンスペースの整備

道路や建築物以外の都市を構成する様々な施設や設備のバリアフリー化を推進し、障害のある人をはじめすべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整えます。

(1) 公園

(公園におけるバリアフリー化)

公園においては、障害のある人や高齢者に配慮した段差の解消、園路のスロープ化等のバリアフリー化を推進するとともに、都市公園における近隣公園（面積の標準規模が2ha）以上の公園については、視覚に障害のある人に配慮した点字表示や誘導ブロックの整備を行います。これらについては、新設の公園についてはもちろんのこと、既存の公園の改良にあっても計画的に推進します。

(公園における多目的トイレの設置)

近隣公園以上の公園については、乳幼児から妊婦、車いす使用者、高齢者まで広く利用できる多目的トイレの整備を計画的に進めます。

(公園のユニバーサルデザイン化)

「障害のある人のため」という特別な場所や道具を用意するのではなく、障害の有無や子ども・大人・高齢者を問わず、すべての人が憩い楽しむことができる空間づくりをめざす「ユニバーサルデザイン」を導入した公園の整備を行います。そのために、障害のある人などの関係者の意見を聞き、より優れた設計をめざします。

(2) 水辺空間等の整備

障害のある人が安全かつ快適に水辺空間を楽しむことができるよう、緩傾斜のスロープ、手すり、休憩施設等を整えた河川の整備を進めます。

◆◇◆ 第2 住環境の整備 ◆◇◆

障害のある人が、地域のなかで安心して暮らしていけるように、障害のある人一人ひとりの日常生活に配慮した住居の整備を促進します。

1 民間住宅への助成

重度の障害のある人の在宅生活を支援するため、住宅のバリアフリー化への助成等を推進します。

(住宅のバリアフリー化への助成)

重度の障害のある人の在宅生活を支援するために、玄関や居室の段差解消、便所や階段等の手すりの設置など、住宅のバリアフリー化に対する助成の充実に努めます。

(住宅のバリアフリー化への貸付制度の周知)

住宅のバリアフリー化に対する融資制度については、住宅金融公庫の割増融資制度など公的な制度がいくつかあり、これら制度の積極的な活用を図るよう周知に努めます。

(住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の推進)

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人を支援し、障害のある人の地域生活を支援します。

2 市営住宅の改善等

障害のある人が住みやすいよう配慮された市営住宅の確保に努めます。

(障害者向け市営住宅の確保)

市営住宅の建設や建替にあたっては、車いす使用者など障害のある人が優先入居できるバリアフリー化された障害者向けの住宅を確保するよう努めます。

(既存の市営住宅の改善)

既存の市営住宅について、障害のある人や高齢者などが住みやすいよう、床段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を図る住宅改善に努めます。

(シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)への入居)

高齢者世話付住宅は、福祉サービスなどと密接な連携のもと、生活指導や緊急時の対応にあたる生活援助員(LSA)が配置されています。今後、これらの整備を進める中で、障害のある人の入居も検討していきます。

◆◇◆ 第3 防災・防犯対策 ◆◇◆

要配慮者といわれる障害のある人が、安心して暮らせる社会を実現するため、防災・知識の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、関係団体、福祉関係者、ボランティア等の連携による支援体制を確立します。

1 在宅の障害のある人に対する防災対策

防災知識の普及を図るとともに、災害時の地域における障害のある人の支援体制の確立に取り組みます。

(1) 防火防災意識の高揚

(防火防災意識の高揚)

防災知識の普及を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、広報紙、コミュニティFM、パンフレット、出前講座等あらゆる機会を通じて、防火防災意識の高揚を図ります。また、要配慮者を地域ぐるみでサポートする意識の醸成を図ります。

(防災知識の普及啓発)

自主防災組織の育成などを通じて、住民に対する防災知識の普及啓発に努めます。

(火災警報器の設置促進)

住宅用火災警報器の設置を促進するため、消防団などとの連携により啓発活動を促進します。

(一般住宅の耐震性の向上)

近年の大震災では、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けています。そのため、住宅の耐震補強に関して、市民に対する啓発を図るとともに、相談体制についても整備していきます。

(救急知識の普及)

救急知識の普及・啓発のため、市民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。

(2) 災害時における状況把握と支援体制

(消防総合指令情報システムとの連携)

障害のある人を災害から守るため、民生委員・児童委員等の協力を得て、所在情報や障害等の詳細情報を事前に消防総合指令システムに登録し、迅速で円滑な消防活動に努めます。

(地域の支援体制の確立)

災害時における情報取得や避難行動に際し、障害のある人やその家族のみでは困難を伴うケースが多く、これらの人を守るためには近隣住民等の協力や支援が必要です。災害時における安否確認や円滑な避難支援に役立てるため、要配慮者のうち、個人情報の提供に同意していただいた人の名簿を災害時要援護者登録台帳として、関係者へ配布しています。また、地域における自主防災組織の結成、活発化を図り、災害時には、地区センターを拠点として、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ボランティアなどとの連携をとることができるよう、地域での支援体制の確立に取り組んでいきます。

(避難所のバリアフリー化および耐震性の確保)

災害時において、避難所となる小・中学校については、バリアフリー化を推進していきます。また、これらの避難所の耐震性の確保については、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修、建て替えなどを実施するとともに、震災時における機能確保を図るため、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防設備等に関しても、耐震性の向上に努めていきます。

(福祉避難所の設置)

障害のある人が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉施設などを福祉避難所として指定することに努めます。

(介護者の確保)

避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の専門職の意識づけ、ボランティアの登録の推進に努めます。

(緊急時の対応)

障害のある人自身の災害対応能力に配慮した緊急通報装置等の通報を確保し、緊急時の対応を図ります。

(災害ボランティアネットワークの拡充)

災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時からさまざまな団体が相互の連携を強化し、災害ボランティアに関する諸問題の検討や環境の整備を図るため、災害ボランティアネットワーク会議を開催しています。災害ボランティアネットワーク会議は、ボランティアのネットワーク組織でもあり、要配慮者の支援などの活動の拡充を推進していきます。

2 障害者施設における防災対策

地震などの災害時においては、障害者施設では大きな被害と混乱が予想されるため、障害者施設の防災対策を推進します。

(障害者施設の耐震性の向上)

障害者施設では、地震等の災害時には、大きな被害の発生が予想されます。これらの施設の耐震性を強化するため、耐震診断および耐震改修等の実施について指導し、被害の未然防止に努めていきます。

(障害者施設の災害対策の推進)

障害者施設には、災害発生時に自力で適切に行動することが困難な人が多数入所又は通所しています。これらの人の安全を確保するために、施設に対して、防災計画の作成や防災訓練の充実、施設や設備等の安全点検、地域社会との連携の推進、緊急連絡先の整備、災害用物資の備蓄等、災害対策の推進について指導していきます。

3 防犯対策の推進

障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を推進します。

(関係機関との連携・協力)

警察機関や自主防犯組織等との更なる連携・協力を図りながら、障害のある人が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(不当な訪問販売等への対応)

障害のある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

V 推進基盤の整備

この計画を推進していくためには、特に保健・福祉分野に多くの人材が必要です。こころのこもったサービスを提供できる従事者の確保と養成を図ります。

また、本計画は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野や、国、県、障害保健福祉圏域の市町村、関係団体などとの密接な連携のもとに、総合的・計画的な推進を図ります。

1 専門職の確保と養成

障害のある人の自立支援は、それぞれの障害に対する専門的な知識を持っている人が対応する必要があります。今後、多くの専門職が必要となることから、その養成と確保に努めます。

(有資格者の採用)

サービスの質の確保を図るために、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士、手話通訳士などの有資格者を採用するよう、サービス提供事業者等に要望していきます。

(専門職の適切な配置)

理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士および司法精神医療、児童精神医療等に係る医師、看護師等の適切な配置に努めます。

(専門職員の資質の向上)

保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、その基礎となる専門職員の資質の向上を図ります。

(身体障害者相談員等の充実)

障害のある人の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員を65人、知的障害者相談員を15人委嘱していますが、その機能を十分果たすことができるよう、研修等を通

じて充実を図ります。

(民生委員・児童委員などの障害理解教育)

地域で福祉活動に携わる民生委員・児童委員などに、障害についての理解を深めてもらい、日々の福祉活動を通じて、地域に広めてもらうことにより、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

2 体制の整備と連携

障害のある人のライフステージに応じて、総合的なサービスを提供するために、障害のある人の生活に密着している保健・医療、福祉をはじめとする関係分野の連携と、国、県および障害保健福祉圏域の市町村、社会福祉法人をはじめとする民間団体など関係機関のネットワーク化を図っていきます。

(1) 庁内体制の整備と連携

(保健・医療と福祉のネットワーク化)

障害のある人のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するために、保健と福祉部門の連携の強化を図り、障害福祉課、障害者関連施設、保健所・保健福祉センターなどの保健・医療と福祉の関係機関のネットワーク化を推進します。

(教育と保健・医療・福祉の連携)

障害を早期に発見して早期療育に結びつけるため、教育部門と保健・医療・福祉等関係機関の連携を密にしていきます。

(雇用と福祉の連携強化)

就労支援事業所等の利用者のなかには一般就労に移行可能な人もいることから、障害福祉課や福祉施設など福祉部門と公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。

(福祉と建設の連携)

バリアフリー化を促進するために、福祉部門と建設部門等の連携を強化します。

(2) 国、県および近隣市町村との連携

広域的に取り組む必要があるものについては、国、県および富山障害保健福祉圏域市町村と連携して推進します。

(3) 民間との連携

福祉サービスの提供やすべての人にやさしい街づくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、障害者団体、市社会福祉協議会、医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。